

保全体制の一部修正についての提案を受ける

7月2日、本部は保全体制の一部修正についての提案を受けました。以下、報告します。

機動的設備保守は平成27年より実施し、体制変更前に課題となっていた、検査を確実に行う体制や、小規模修繕・特命簡易外注による速やかな補修については、社員の協力を得て定着させることができました。一方、この間に世の中の趨勢としてコンプライアンスが益々重要視されるようになったことや、異常発見からの対応を迅速に行いたいという現業機関の声があること、老朽設備取替やグランドデザイン、不要設備撤去など工事業務の増加を鑑み、機動的設備保守を図る保全体制の一部を修正します。

1. 修正の内容

(1) 保全技術センター及びメンテナンスステーションの業務の一部見直し

保全技術センター及びメンテナンスステーションにおいて、工事業務は軌道検査外注、電気設備検修工事及び災害復旧時等緊急工事のみとしていたが、1000万円未満の修繕工事についても行えることとする。

(2) メンテナンスステーション長への契約責任者指定

メンテナンスステーション長を保全技術センター所長の代理人である契約責任者として指定し、1000万円未満（検修工事は3000万円未満）の修繕工事を契約できる体制とする。

(3) 直轄作業の範囲

直轄作業の範囲について、要修繕の判断をしてから施工が必要な時期までの期間が短い修繕は、直轄・外注エリア区分にかかわらず、要員上可能な範囲で直轄作業により対応できることとし、あわせてメンテナンスステーションの基準人員を見直す。

2. 要員関係

上記に伴い別紙2の通り要員体制を見直す。(＋14名)

3. 規程改正

関係する規程(印章及び契約取扱細則(規程))の一部改正を行う。

4. 実施時期

2021年8月1日

※各地区本部に詳細な資料を送っていますので、ご確認下さい。

以上
